

## 旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市内の私立保育所、私立認定こども園又は私立地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）を設置及び運営する者（以下「事業者」という。）に対し、当該保育所等に勤務する保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を補助することにより、市内の保育所等への就職促進及び就労継続を図り、もって保育士の確保を推進することを目的として実施する保育士宿舎借り上げ支援事業に対する補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立保育所 児童福祉法（以下「法」という。）第35条第4項により市長が認可している保育所をいう。
- (2) 私立認定こども園 国及び地方公共団体以外の者が設置及び運営する、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 私立地域型保育事業所 法第6条の3第10項及び第12項に規定する事業で、法第34条の15第2項により市長が認可している事業所をいう。
- (4) 常勤 保育所等において常態的に1日6時間以上かつ月20日以上勤務していることをいう。
- (5) 指定保育士養成施設 法第18条の6第1号に規定されている、厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校及びその他の施設をいう。
- (6) 保育士試験 児童福祉法第18条の8に規定されている試験をいう。

### (補助対象事業)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業は、事業者が当該保育所等に勤務する保育士の宿舎を借り上げる事業とする。

### (補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる対象者は、次の各号に掲げる全ての条件を満たす事業者とする。

- (1) 保育士を居住させるための宿舎に係る賃貸借契約を締結すること。
- (2) 当該宿舎に係る賃借料等を負担すること。
- (3) 当該宿舎に保育士を居住させること。
- (4) 当該保育士を雇用すること。

(補助対象宿舎)

第5条 補助の対象となる宿舎は、次の各号に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 事業者が保育士を居住させることを目的として借り上げるものであること。
- (2) 宿舎は市内に所在するものであること。
- (3) 宿舎は事業者、事業者の役員、事業者の従業員、事業者の親族及びその他利害関係者が所有するものは除く。

(補助対象保育士)

第6条 補助の対象となる保育士は、次の各号に掲げる全ての条件を満たす者とする。

- (1) 指定保育士養成施設を当該年度から起算して5年前の年度初日以降に卒業した保育士又は、保育士試験の合格によって保育士資格を取得した保育士で、令和2年4月1日以降に保育士証に登録された者であること。
- (2) 事業者により新規採用された者であること。
- (3) 常勤により保育業務に従事すること。
- (4) 施設長や法人役員等でないこと。
- (5) 当該宿舎に住居登録し居住すること。
- (6) 世帯主であること。
- (7) 住居手当等を支給されていないこと。また、同居者に住居手当等を支給されている者がいないこと。
- (8) 次条第1項に規定する補助対象期間中に特段の事情がなく、借上げ住宅から転居したことがないこと。
- (9) 過去にこの要綱による補助を受けたことがあり、かつ、転居や退職等により補助を終了している場合は対象外とする。

(補助対象期間等)

第7条 補助期間は、指定保育士養成施設の卒業年月日又は保育士証に記載されている登録年月日の翌月1日から起算して60月間を上限とし、実際の補助金の交付に係る期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助期間内において、第4条から前条各号に掲げる全ての条件を満たした日から当該年度末までとする。

ただし、保育士試験の合格によって保育士資格を取得した保育士の場合、保育士証に記載されている登録年月日の翌月1日から起算して60月目を含む年度については、当該年度当初から60月目までを補助対象期間とする。

2 第4条から前条各号に掲げるいずれかの条件を満たさなくなった場合は、当該条件を満たさなくなった日の前日を補助対象期間の終了日とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第8条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第5条に定める宿舎について、補助対象期間に要する賃借料、共益費又は管理費（以下「賃借料等」という。）とし、補助金は、別表に定める基準に基づき、予算の範囲内で交付する。

- 2 事業者が保育士から賃借料等の一部を徴収している場合は、賃借料等からその徴収額を差し引いた額を補助対象経費とする。
- 3 保育士を居住させている日数が1月に満たない場合は、該当月の実日数で日割り計算することとし、日割り計算した金額（小数点以下を切り捨てるものとする。）と事業者が支払った賃借料等の額のうち低い額を補助対象経費とする。

（交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助を受けようとする年度毎に市長が指定する期日までに、旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金対象者一覧（様式第2号）
- (2) 旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金事業計画書（様式第3号）
- (3) 旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金収支予算書（様式第4号）
- (4) 事業者が締結した宿舎に係る賃貸借契約書（写し）
- (5) 旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金保育士負担額等確認書（様式第5号）
- (6) 雇用証明書（様式第6号）
- (7) 保育士の住民票の写し（写し）
- (8) 保育士証（写し）
- (9) 指定保育士養成施設の卒業証書（写し）
- (10) その他市長が必要と認める資料

（交付の決定）

第10条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書の審査等により補助金の交付の可否を決定するものとし、その結果、適当と認めたときは、申請者に対し旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金決定通知書（様式第7号）により通知する。また、補助金の交付をしないことを決定したときも、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定の後において、補助事業の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金変更申請書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りではない。

- (1) 旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金決定通知書（様式第7号）（写し）
- (2) その他申請内容の変更に係る資料
- (3) その他市長が必要と認める資料

2 市長は、前項による申請を受理し、申請内容の変更について必要と認めるときは、

旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金変更承認通知書（様式第9号）により通知する。また、変更を認めないときも、その旨を書面により通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第12条 補助事業者は、事業の完了前に当該事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

2 補助事業者は、事業の中止又は廃止に係る承認の申請を、旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第10号）により行うものとする。

3 市長は、前項による申請を受理し、申請内容の中止又は廃止について承認することとしたときは、旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金中止・廃止承認通知書（様式第11号）により通知する。

（状況等報告）

第13条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況について、報告の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

2 補助事業者は、事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその状況を報告しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、又は補助対象事業の廃止の承認を受けたときは、補助対象事業が完了した日若しくは当該廃止の承認を受けた日から起算して1月を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金実績報告書（様式第12号）に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金対象者一覧（様式第2号）
- (2) 旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金実績報告書別紙（様式第13号）
- (3) 旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業収支決算書（様式第14号）
- (4) 事業者が締結した宿舎に係る賃貸借契約書（写し）
- (5) 旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業保育士負担額等確認書（様式第5号）
- (6) 雇用証明書（様式第6号）
- (7) 保育士の住民票の写し等
- (8) 当該年度の給与明細書又は給与台帳等（写し）
- (9) 当該宿舎に係る領収書又は振込明細書等（写し）
- (10) その他市長が必要と認める資料

（確定通知）

第15条 市長は、前条の報告書の提出があった場合において、当該報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付額確定通知書（様式第15号）によ

り事業者に通知する。

(請求)

第16条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による適正な請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第17条 市長は、調査等の結果、事業者が実施する事業が本要綱に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置を取るべきことを命ずることができる。

(決定の取消し等)

第18条 市長は、補助事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付額を変更することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金を当補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

2 市長は前項の規定により取消し等を決定したときは、事業者に対し、速やかに、その旨を旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金決定取消・変更通知書(様式第16号)により通知するものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第19条 補助金の交付を決定した後において、補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別な事情により補助事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(補助金の返還命令)

第20条 市長は、補助事業者に対し補助金の交付の決定を取り消した場合等において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(交付の条件)

第21条 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、証拠書類

を整理し、かつ、これらの書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- 3 その他交付の条件については、厚生労働省が定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱及び保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱に定めるところによるものとする。

（委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、改正前の要綱に基づいて作成されている様式は、改正後の要綱の様式にかかわらず、平成30年度申請分については使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年2月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、第6条(1)のうち指定保育士養成施設を卒業した保育士については、平成29年以降の卒業者のみ対象とし、卒業年月日の翌月1日が平成29年4月1日のものについては、令和元年度に申請実績のある者に限る。

附 則

この要綱は、令和4年1月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、卒業年月日の翌月1日が平成29年4月1日のものについては、令和元年度及び令和2年度に申請実績のある者に限る。

別表（第8条関係）

補助対象経費	補助基準額	補助率	備考
賃借料 共益費又は管理 費	一戸当たり 月額48,000 円 ただし、令和 元年度に補 助対象保育 士であって、 引き続き対 象となる場 合は月額 50,000円	4分の3	補助基準額と補助対象経費の実支 出額から寄付金その他の収入額を差 引いた額とを比較して、いずれか少な い額の合計額に補助率を乗じて得た 額とする。 ただし、算出された額に100円未満 の端数が生じた場合は、これを切り捨 てるものとする。